

経営計画に基づき、商工会と一体となって販路開拓に取り組む小規模事業者を応援します！

平成30年度第2次補正予算

小規模事業者持続化補助金のご案内

本補助金は、資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、商圈や取り扱う商品・サービスが限定されており、人口減少による需要減少の影響を大きく受ける小規模事業者に対し、経営計画の作成支援と一体となった販路開拓支援を行い、生産性の向上を図ることを目的に、費用の一部を補助します。

補助内容

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	50万円 ただし、「市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者」、「買い物弱者対策」については、補助上限額が100万円に引きあがります。 *原則として、個社の取組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際、補助上限額が100万円～500万円となります。(連携する小規模事業者数によります)

補助対象者

<小規模事業者>

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

*商工会の管轄地域内で事業を営んでいること。

*商工会議所地区で事業を営んでいる小規模事業者については、大分県商工会連合会への申請はできません。

対象となる事業

○経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業
<対象となり得る取組事例のイメージ>

- ① 販促用チラシの作成、配布。またマスコミ媒体やウェブサイトでの広告
- ② 店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)
- ③ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ④ 商品パッケージ(包装)のデザイン改良
- ⑤ 買い物弱者対策事業において移動販売車両の導入による移動販売 等

*本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業活動であること

募集期間等

一次締め切り：令和元年 6月28日(金) [締切日当日消印有効]

二次締め切り：令和元年 7月31日(水) [締切日当日消印有効]

*なお、申請にあたっては、申請書以外に以下の書類等の添付が必要となります。

- ①商工会の支援を受けて作成した「経営計画書」、「補助事業計画書」、「交付申請書」
- ②商工会が発行する「事業支援計画書」

*締切までに余裕をもって、お早めに商工会へお問い合わせください。

⇒ 詳しくは、大分県商工会連合会のホームページ

<http://www.oita-shokokai.or.jp/> をご覧ください。